

お試し KABU&Wi-Fi 利用規約

令和 7 年 10 月 22 日現在

株式会社カブ&ピース

お試し KABU&Wi-Fi 利用規約

利用規約	4
第 1 条 (規約の変更)	4
第 2 条 (用語の定義)	4
第 3 条 (契約の単位)	4
第 4 条 (申込みの方法)	4
第 5 条 (申込みの承諾)	5
第 6 条 (本機器の引渡し)	6
第 7 条 (本機器の貸与期間)	6
第 8 条 (本契約者の氏名等の変更情報の届出)	6
第 9 条 (契約に基づく権利の譲渡の禁止)	7
第 10 条 (本契約者の地位の承継)	7
第 11 条 (本契約者が行う本契約の解約)	7
第 12 条 (当社が行う本契約の解約)	7
第 13 条 (本機器の使用、保管等)	7
第 14 条 (本機器の接続及び撤去等)	8
第 15 条 (本機器の返還等)	8
第 16 条 (本機器の所有権の移転)	8
第 17 条 (利用中止)	8
第 18 条 (利用停止)	9
第 19 条 (インターネット接続サービスの利用における免責)	9
第 20 条 (通信の条件)	9
第 21 条 (通信利用の制限)	10
第 22 条 (本サービスの料金)	11
第 23 条 (決済手数料の支払義務)	11
第 24 条 (支払方法)	11
第 25 条 (期限の利益喪失)	11
第 26 条 (延滞利息)	12
第 27 条 (端数処理)	12
第 28 条 (当社の維持責任)	12
第 29 条 (本契約者の維持責任)	12
第 30 条 (修理又は復旧)	12
第 31 条 (責任の制限)	12
第 32 条 (利用に係る本契約者の義務)	13
第 33 条 (本契約者に係る情報の利用)	14
第 34 条 (合意管轄)	14

第 35 条 （準拠法）	14
別表 1 機器損害金	15
別表 2 決済手数料	15

利用規約

株式会社カブ&ピース（以下「当社」といいます。）は、この「お試し KABU&Wi-Fi サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これに基づき本サービス（当社が別に定める無線機器（U I Mカードその他の付属品を含みます。以下「本機器」といいます。）を当社が別に定める期間貸与し、その貸与した本機器からの利用に限定したインターネット接続サービス（UQ コミュニケーションズ株式会社（以下、UQ）のUQ通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。）をいいます。以下同じとします。）を提供します。

第 1 条 （規約の変更）

1. 当社は、合理的と認められる範囲で本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本規約によります。
2. 当社は、本規約を変更する場合は、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
3. 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。

第 2 条 （用語の定義）

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、当社が別に規定する KABU&Wi-Fi 利用規約で使用する用語の定義に従うものとします。

第 3 条 （契約の単位）

当社は、1 の本機器ごとに 1 の契約を締結します。この場合、本契約者（当社と本契約（当社から本サービスの提供を受けるための契約）を締結している利用者をいいます。以下同じとします。）は、1 の本契約につき 1 人に限ります。

第 4 条 （申込みの方法）

1. 本契約の申込みをするときは、カブアンド会員利用規約、本規約及び本サービスに関する WEB サイト上の記載の内容に同意のうえ、当社所定の契約申込書をサービス取扱所に提出していただきます。ただし、オンラインサインアップ（インターネット等を経由して、当社が

定める契約事項を、本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。)により申込みを行うものとします。

2. 前項の場合において、本契約の申込みをする者は、以下の条件に同意の上、申し込みを行うものとします。
 - (1) 別表 1 の支払義務が生じた場合、第 24 条（支払方法）の規定に従い、当該違約金を支払うこと。
 - (2) オンラインサインアップの際に申込みをする者のクレジットカード情報又は銀行口座情報を提出すること。

第 5 条 （申込みの承諾）

1. 当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 前項の規定に関わらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。
3. 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当し、又は該当すると認めるときは、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本契約の申込みをした者が、既に本サービスの提供を受けているとき。
 - (2) 本契約の申込みをした者が、過去に本サービスの提供を受けたことがあるとき。
 - (3) 本契約の申込みをした者が、本サービスに係る料金その他の債務（本規約に規定する料金又は料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 第 4 条（申込みの方法）に基づき送信された契約事項に不備があるとき。
 - (5) 本契約の申込みをした者の利用料金の決済に用いるクレジットカードのカード会社や口座振替の銀行の承認が確認できないとき。
 - (6) 本契約の申込みをした者の年齢が満 18 歳未満であり、法定代理人の同意を得ていないとき。
 - (7) 本契約の申込みをした者が、第 18 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されたことがある又は本サービスに係る本契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (8) 本契約の申込みをした者が、本規約の規定に違反する恐れがあるとき。
 - (9) 本契約の申込みをした者が、当社の他サービスの利用において規約違反があったとき
 - (10) 当社が本契約の申込みをした者に貸し出す本機器が不足しているとき。
 - (11) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力であるか、又は反社会的勢力と関わりがあると判明したとき。
 - (12) 当社の業務遂行上支障があるとき。

(13) その他当社が契約者として適切ではないと判断したとき。

第 6 条 （本機器の引渡し）

1. 当社は、第 5 条（申込みの承諾）に規定する本契約申込みの承諾を行った場合、本契約者に本機器を引渡します。
2. 当社は、本機器を、当社が別に定める期日までに、当社の費用と責任で当社が指定する者（以下「当社指定業者」といいます。）によって本契約者の指定する場所に発送し、納入するものとします。この場合、本機器は、当社指定業者が本契約者の指定する場所に納入することをもって、本契約者に引渡されたものとします。

第 7 条 （本機器の貸与期間）

1. 本機器の貸与期間は、申込みを行った日より開始するものとします。
2. 本機器の貸与期間は、前項に定める日から起算して 15 日間とします。
3. 本契約者は本機器の貸与期間を延長することは出来ません。

第 8 条 （本契約者の氏名等の変更情報の届出）

1. 本契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社が別に定める方法に従って届け出るものとします。
2. 当社は、前項の届出があったときは、本契約者にその変更のあった事実を証明する書類の提示を要求することがあります。
3. 本契約者は、第 1 項の届出を怠ったことにより、当社又は料金回収会社等（当社が本規約の料金表に基づく料金の回収を委託する場合の当該委託先事業者をいいます。以下同じとします。）がその本契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその本契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意するものとします。
4. 本契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社又は料金回収会社等が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
5. 前 2 項の場合において、当社又は料金回収会社等は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、本規約の規定により本契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第 9 条（契約に基づく権利の譲渡の禁止）

本契約者は、契約者たる地位並びに本規約上契約者が有する権利及び義務を当社の事前の同意を得ることなく第三者に譲渡又は承継させてはならないものとします。

第 10 条（本契約者の地位の承継）

相続又は法人の合併若しくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、本契約は直ちに終了するものとします。

第 11 条（本契約者が行う本契約の解約）

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に申し出るものとします。

第 12 条（当社が行う本契約の解約）

1. 当社は、第 18 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された本契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本契約を解約することがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、本契約者が第 18 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解約することがあります。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、本契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその本契約を解約することができます。
4. 当社は、前 3 項の規定により、その本契約を解約しようとするときは、あらかじめ本契約者にそのことを通知します。ただし、当社が緊急やむを得ないと判断したときは、この限りではありません。

第 13 条（本機器の使用、保管等）

1. 本契約者は、本規約の各条項及び当社の指示に従って本機器を善良なる管理者の注意をもって使用、保管するものとします。
2. 本機器の使用に必要な電源及び電気等に係る費用は、本契約者の負担とします。
3. 本契約者は、本機器の譲渡、転貸、改造・改変を行ってはならないものとします。
4. 本契約者は、本機器に故障、滅失、毀損等が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。

5. 本契約者の責に帰すべき事由により本機器に故障、滅失、毀損等が生じたときは、当社は、本契約者に対し、機器損害金別表 1 に定める金額を請求することができるものとし、当該請求が行われた場合は、本契約者は第 24 条（支払方法）に定める方法により当該金額を支払うものとします。

第 14 条（本機器の接続及び撤去等）

1. 本機器の接続、設定、移設、撤去については、本契約者の費用と責任で行うものとします。
2. 本契約者の通信設備・コンピュータ等と本機器を接続する為に必要となる物品等がある場合は、本契約者の費用と責任でこれを準備するものとします。

第 15 条（本機器の返還等）

1. 本機器の返還期限は第 7 条（本機器の貸与期間）に定める貸与期間の満了日までとします。
2. 本契約者は、当社から貸与を受けた本機器（第 16 条（本機器の所有権の移転）の規定により本契約者に所有権が移転したものを除きます。）について、その返還期限までに、原状に復した上で、当社が別に定める方法によりサービス取扱所に返却するものとします。なお、返却に要する配送費用は当社が負担します。
3. 本契約者は、当社指定の返還方法以外の方法で本機器を返還する場合は、前項の定めにかかわらず、自らの責任と費用負担により行うものとします。
4. 返還期限を経過してもなお本機器が返還されない場合、当社は、本契約者に対し別表 1 に定める機器損害金を請求できるものとし、本契約者は、第 24 条（支払方法）に定める方法によりその金額を支払うものとします。
5. 本契約者が本機器を返還する際に本契約者の私物（LAN カード、電源アダプタ、ノート PC、各種マニュアルを含みますが、これらに限りません。以下「本契約者私物」といいます。）が当社の責によらない事由により返還される本機器と同梱された場合、本契約者は当該本契約者私物の所有権を放棄したものとみなし、当社は、当該本契約者私物を任意に処分できるものとします。

第 16 条（本機器の所有権の移転）

当社が第 15 条（本機器の返還等）第 4 項の定めによる機器損害金の請求を行い、本契約者がこれを支払った場合、本機器（UIM カードを除きます。）の所有権は本契約者に移転するものとします。

第 17 条（利用中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又はUQ及び提携事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第21条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
2. 当社は、前項の規定により本通信サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその本契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第18条（利用停止）

1. 当社は、本契約者が次のいずれかに該当するときは、その本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 本サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (2) 第8条（本契約者の氏名等の変更情報の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (3) 本契約者が本サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において利用に係る契約者の義務の規定に違反したと当社が認めたとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、利用停止後その本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第19条（インターネット接続サービスの利用における免責）

当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第20条（通信の条件）

1. 当社は、本サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲載するものとします。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
2. UQ及び提携事業者は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
3. 本サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
4. 本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
5. 当社は、本機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとした

ときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。

6. 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。
7. 本サービスの対象となるインターネット接続サービスの料金プランは当社が決定するものとし、本契約者は当該料金プランを指定し又は変更することはできません。

第 21 条（通信利用の制限）

1. 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置を執ることがあります。
2. 当社は、前項の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。
 - (1) 当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約回線に係る通信の帯域を制限すること。
 - (2) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がUQ通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること
 - (3) 当社又は提携事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、UQ通信サービスの円滑な提供のために、本サービスの契約者回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。
3. 当社は、その契約者回線に係る通信の 1 料金月におけるプラスエリアモード利用時の総データ量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。また、他の本契約者等が同じ本機器を用いて当月内に行った通信のデータ量を合算したものとします。ただし、スタンダードモード利用時におけるデータ量は除きます。）が総量速度規制データ量（30 ギガバイト）を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高 128kbps に制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。
4. 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第 22 条（本サービスの料金）

本サービスを利用するための料金は、無料とします。なお、別表 1 及び別表 2 の支払義務が生じた場合については、その支払いを要します。

第 23 条（決済手数料の支払義務）

本契約者は、第 24 条（支払方法）に定める事由が発生したときは、別表 2 に規定する決済手数料の支払いを要します。

第 24 条（支払方法）

本契約者は、本規約の定めにより別表 1 及び別表 2 の支払義務が生じた場合は、あらかじめが指定したクレジットカード、銀行口座、その他当社が別に定める方法により、当該別表に定める金額及びこれに係る消費税及び地方消費税相当額を支払うものとします。なお、本契約者があらかじめクレジットカードを指定した場合で、クレジットカード会社からの通知により本契約者の指定したクレジットカードの利用が停止されたことを当社が知ったとき、又は銀行口座が使用不能（残高不足等で支払いができない状態を含むがこれに限らない）であることを当社が知ったときは、当社又は料金回収会社等が指定する決済方法を通じて当該別表に定める料金を支払うものとします。

第 25 条（期限の利益喪失）

1. 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約者は、本規約に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。
 - (1) 本契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
 - (2) 本契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
 - (3) 本契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (4) 本契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
 - (5) 本契約者の所在が不明であるとき。
 - (6) その他本契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。
2. 本契約者は、前項第 2 号から第 4 号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知するものとします。

第 26 条（延滞利息）

本契約者は、別表 1 及び別表 2、その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いを行わない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。

第 27 条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、本規約に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第 28 条（当社の維持責任）

当社は、UQ 又は提携事業者の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

第 29 条（本契約者の維持責任）

1. 本契約者は、本機器を技術基準等に適合するよう維持するものとします。
2. 前項の規定のほか、本契約者は、本機器を無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう維持するものとします。

第 30 条（修理又は復旧）

当社は、UQ 又は提携事業者の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するよう UQ 又は提携事業者に求めるものとします。ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第 31 条（責任の制限）

1. 当社の責に帰すべき事由により本機器に故障が生じた場合、当社は、当社の費用負担により、その修復に努めるものとします。
2. 当社は、本機器の故障、滅失、毀損等から本契約者に生じた損害については、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。
3. 当社は、本機器が接続される本契約者の通信設備、コンピュータ、その他本契約者の設備、物品等に損害を与えた場合、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、その損害賠償

の責任を負わないものとします。

4. 本契約者による本機器の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、本契約者がその責任においてこれを処理、解決するものとしします。
5. 当社は、本契約において提供するインターネット接続サービスが提供できない場合において、本契約者に損害が生じた場合であっても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。
6. 本契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合は、第2項、第3項及び第4項は適用しないものとします。
7. 当社は、本契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、本規約等に別に定める場合を除き債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が直接被った損害のみを賠償し、逸失利益等の間接的に発生した損害は賠償の対象に含まれないものとします。また、上記賠償の総額は、10,000円を上限とします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

第32条（利用に係る本契約者の義務）

1. 本契約者は、以下各号に定める事項を遵守するものとします。
 - (1) 本機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は本機器の保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が本機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。
 - (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で本サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、当社が別に定めるKABU&Wi-Fi利用規約に規定する禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
 - (5) 位置情報（本機器その他の端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる端末設備を本機器へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
2. 本契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負うものとします。

第 33 条（本契約者に係る情報の利用）

当社は、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の取扱いについては、プライバシーポリシー（<https://kabuand.com/documents/privacy-policy.pdf>）において定めます。

第 34 条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第 35 条（準拠法）

この規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

別表1 機器損害金

本機器の種類	機器損害金
	不課税
5G SA 対応端末	27,720円
U I Mカード	3,300円

別表2 決済手数料

区分	料金額
	次の税込額
決済手数料	所定の手数料

附則：本規約は 2025 年 10 月 22 日から実施します。